

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律

第13条に基づく報告書（補遺）

平成14年2月7日

輪 島 信 用 組 合

一、はじめに

当組合は、平成12年12月15日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第68条第1項に基づく申出を行いました。

これを受けて平成12年12月15日、金融再生委員会より、金融再生法第8条第1項に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融整理管財人は、金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査し、平成13年3月23日に報告書を提出いたしました。

なお、本報告書は、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の刑事上や民事上の責任を明確にするための調査について、上記報告書の補遺として提出するものです。

二、旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人2名（内、弁護士1名）を委員とし、事務局に金融整理管財人補佐人1名を当て「経営責任調査委員会」を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換をいたしながら、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、預金保険機構等の協力を得て「経営責任調査委員会」において、当組合における旧経営陣の不法行為の有無について、不良債権となった融資案件の調査、決算処理の内容を調査したほか、役職員への事情聴取を行うなど、可能な限り調査しましたが、現在までのところ訴追すべき不法行為を発見するに至っておりません。

3. 民事責任追及について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及の為の調査方針

まず、旧経営陣が貸出案件の審査から貸出金実行後の管理までの事務取扱の重要性を十分認識し、適切な組合運営にあたってきたかどうかを調査いたしました。

次に、個別貸出案件について旧経営陣がどのように対応してきたかを把握するため、直接組合破綻に結びついた大口不良貸出先を中心に調査をすすめました。

(2) 調査結果

旧経営陣は、以前から組合の貸出金に係る事務取扱が杜撰で審査能力を含めた貸出審査体制も不備であったが、これを改善することなく、また金融環境の変化に即応した融資戦略の転換も効果的に実施せぬままに、相互扶助意識の強いなかで旧来の手法に頼った受身の融資姿勢を踏襲してきました。

このように貸出金管理全般に関する総合的な欠陥を内包するなかで組合の体力、業容をよく認識することなく、一部大口先の需要に応じて安易に新規融資を行い、これらがここ数年急速に不良化してきました。

大口先への個別貸出案件について調査したところ共通することは、相手先の業況や信用力の調査が不十分であること、返済財源を含め返済の確実性をよく把握していないこと、担保、保証人の徴求も保全に不足していたこと等であります。

(3) 調査結果に基づく検討

以上のとおり、旧経営陣が組合員の委任に基づく善管注意義務に違反し、かつ中小企業等協同組合法第38条の2第1項、同法第42条等に当たるものがないか等について綿密な調査・検討を行いました。現在までのところ、旧経営陣に対して民事提訴を行うべき案件は発見されておりません。

(4) 今後の対応

今後、上記の経営責任調査委員会が調査した債権ならびにその他の不良債権を、株式会社整理回収機構に譲渡することになりますので、同社において引続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権も同社に譲渡する予定であります。

以上